

第4節 諸外国における行政記録の統計的利用について

ヨーロッパ諸国では、事業所や企業に関する行政記録を各種統計調査から得られた情報と統合して、事業所・企業調査フレーム（ビジネスフレーム又はビジネスレジスターともいう。）の整備に活用している。

ここではヨーロッパ各国のうち、事業所・企業調査フレームを積極的に整備しているオランダ、イギリス、フランス、ドイツ、フィンランド、スイス、イタリアにおける行政記録の事業所・企業調査フレームへの活用の法的根拠等について検討したが、各国とも、統計法等の法令に基づいて事業所・企業調査フレームへの行政記録の活用を可能としている。

なお、この検討に当たっては、関係省庁における情報収集の結果を活用した（資料11参照）。

(1) オランダのビジネスフレーム

オランダ中央統計局のビジネスレジスターへの行政記録の活用については、統計法（正式には「中央統計局及び中央統計委員会設立法」）によってオランダ中央統計局が公的機関によって保持されている行政情報を統計目的で使用することを可能にしている。

ビジネスレジスターの更新のための情報源としては、オランダ中央統計局で実施する統計調査等の結果情報の他、商工会議所の営業レジスター（法人化されていない農場（主）、自由業者、政府機関を除いた全ての企業が登録）、社会保障委員会所有のファイルからの政府機関を含む雇用者数情報が活用され、将来的には税務関係ファイルも活用される予定となっている。

(2) イギリスのビジネスフレーム

イギリス国家統計局のビジネスレジスター（IDBR（Inter Departmental Business Register：省庁間ビジネスレジスター））への行政記録の活用については、IDBRの情報源であるVAT（付加価値税）ファイル及び賃金・給料ファイルの存在根拠の法令に、それらの情報をIDBRに供給可能である旨が記述されている。

ビジネスレジスターの更新のための情報源としては、イギリス国家統計局で実施しているレジスター検証調査、年次雇用調査の結果情報の他、企業の所有関係の情報を民間企業（D&B：D&Bアドストリートコーポレーション）から購入している。

(3) フランスのビジネスフレーム

フランス国立統計経済研究所（INSEE）が保持しているビジネスレジスター（SIRENE）は、SIRENEのための法令に基づいて構築・運用されている。SIRENEの更新のために活用されている行政記録は、主に企業手続センター（CFE）が管理している情報である。CFEは、手工業会議所、商工会議所、商事裁判所、記録保存所、社会保険・家族手当掛金徴収組合、農業会議所、税務署等に設置されており、企業からの新設、変更等に関する申告を一元的に管理している。

また、C F Eからの情報とは別に、税務データや社会データ等の行政記録や I N S E E等が実施する統計調査の結果も S I R E N Eの更新に利用されている。

(4) ドイツのビジネスフレーム

ドイツ連邦統計局のビジネスレジスターへの行政記録の活用については、E U規則（他のE U加盟国と同様）、連邦統計法及びビジネスレジスターに行政記録の情報を提供することを可能にした法律に基づいて行われている。

ビジネスレジスターを更新するための情報源としては、直接的なデータ収集（各種統計調査や識別番号に関する調査等）の他、行政記録からは税務、社会保障、商工会議所、手工業会議所の各レジスターが利用されている。

ドイツ連邦統計局のビジネスレジスターは、各州（16州）ごとに分散された形態をとっているが、各州においてはそれぞれ互換性のあるハードウェア及び同一のソフトウェアを備え、1年に1回、すべてのデータが各州の統計局から連邦統計局に転送され、連邦統計局においてドイツ全体のビジネスレジスターを維持している。

(5) フィンランドのビジネスフレーム

フィンランドのビジネスレジスターへの行政記録の活用については、統計法によって、フィンランド統計局が行政記録にアクセスすることを可能にしている。

ビジネスレジスターを更新するための情報源としては、直接的なデータ収集（各種統計調査や税務情報ファイル（行政記録）を補うための調査）の他、行政記録からは「顧客（Customer）データベース」、「賃金・給料ファイル（PAYE）」、「付加価値税ファイル」、「取引税データベース」の4種類の税務情報ファイルが利用されている。

(6) スイスのビジネスフレーム

スイス連邦統計局のビジネスレジスターへの行政記録の活用については、連邦統計法によりスイス連邦統計局が統計作成のために行政記録を活用することを可能にしている。

ビジネスレジスターを更新するための情報源としては、直接的なデータ収集（企業・事業所センサス、新設単位に関するレジスター調査、企業に対する各種統計調査等）の他、商業会議所の商業レジスター、付加価値税レジスター等の行政記録も補助的な情報源として利用されている。

(7) イタリアのビジネスフレーム

イタリア国家統計局のビジネスレジスターへの行政記録の活用については、1989年に制定された国家統計システムに関する法令によりイタリア国家統計局が統計作成のために行政記録を活用することを可能にしている。

ビジネスレジスターを更新するための情報源としては、直接的なデータ収集（10年ごとに実施される経済センサス及びその中間センサス）の他、行政記録では、税務、企業とその場所的単位、社会保障、労働事故保険、電力委員会の電気使用者の

各レジスターが活用されている。

第5節 行政記録の活用へのニーズについて

行政記録の活用について、ワーキング・グループメンバーからのヒアリングにより民間企業等における統計化ニーズを把握し検討した。その概要は次のとおりである（資料12参照）。

1 総論

行政記録の統計への転用に当たっては、例えば、個別企業名を秘匿する、統計に転用することがあり得る旨を民間企業等に了解してもらう等、基本ルールを定める必要がある。

2 個別の行政記録に係る統計化ニーズについて

(1) 固定資産課税台帳

国土庁の法人建物調査（承認統計調査）の次回調査については、できるだけ報告者負担の軽減を図る観点から、行政記録である固定資産課税台帳（家屋課税台帳）を始めとして、工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）の調査結果等の利用による必要な情報の捕捉について検討を進める必要がある。

(2) 会社概要等基礎データ

有価証券報告書等開示されている資料から把握可能な社名、資本金、従業員数、売上高等の基礎的なデータについては、有価証券報告書の電子開示システム（E D I N E T：平成13年6月1日以降順次稼働予定）が構築されることもあり、調査実施者は、ユーザーとしてインターネットで提供される情報の利用について検討する必要がある。

(3) 国税庁統計年報・会社標本調査結果報告

本報告書における集計の資本金階級区分、所得階級別法人数等については、集計区分の資本金や利益の階級区分が大括りになっていることから中小法人の実態が的確に把握できない。的確に把握できるよう資本金階級別区分や所得階級別区分についての細分化を検討する必要がある。

さらに中小法人の所得階級別法人数と資本金階級別法人税額については、所得階級別法人数とのクロス集計により中小法人の税負担状況を把握できるような集計表の作成について検討する必要がある。

(4) 市町村民税関係

法人の市町村民税額（法人税割・均等割）については、中小法人の税負担状況を把握できるような資本金別・従業員数別のデータの作成について検討する必要がある。

(5) 雇用調整助成金関係

雇用調整助成金の効果の把握に資するため、雇用調整助成金の支給実績（大企業・中小企業別の支給金額・支給人員数等）等の公表形式について検討する必要がある。

(6) 相続税関係

相続税の申告の状況等については国税庁統計年報書に掲載されているが、さらに、相続税制の持つ諸機能をより詳細に分析できるような集計表の作成を検討する必要がある。

第4章 今後の課題

(1) 行政記録の電子化、データベース化の推進

当ワーキング・グループの検討結果によると統計調査の個別事項への行政記録の活用は、その当該行政記録の電子化・データベース化を契機としてその利用が推進されている。

一方、政府においては、行政情報化推進計画（平成6年12月25日閣議決定、平成9年12月20日改定）に基づき、利用価値の高い情報のデータベース化及び政府部内における共有化を推進している。各省庁が保有する紙媒体の行政記録についても、事務のシステム化を図ることにより電子化を進め、利用価値の高いものについては、データベース化を図る必要がある。

そのことにより、統計調査の個別事項への行政記録の活用を推進していく必要がある。

(2) 行政情報の提供の推進

当ワーキング・グループの検討結果によると利用へのニーズが高い行政記録については、行政の自主的取り組みとしてその集計・公表が図られてきた。

一方、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）第40条においては、行政機関が保有する情報について適時、適切な方法で国民に明らかにすることが求められている。

各省庁が保有する行政記録についてもこのような観点から積極的にその統計化を進めるとともに、詳細なクロス集計の充実、統計の作成範囲の拡大等を行い、国民への積極的な提供を行っていく必要がある。

(3) 関係法令の改正

当ワーキング・グループの検討結果によると、保険関係の行政記録の一部や徴税関係の行政記録については、法令上の守秘義務規定や目的外使用禁止規定により、その統計目的への利用が制限されていることが明らかになった。すなわち、その関係法令においては、当該業務に関連して作成、収集された情報の目的外使用を禁止している。また、各種税関係法令等においては、税関係事務における守秘義務が規定され、税の徴収に関連した情報についてはその税関係業務以外への活用ができないこととなっている。このようなことから、各省庁が保有する行政記録のより一層の活用を図っていくためには、目的外使用禁止規定や守秘義務の規定について、当該行政記録の統計目的での利用を認める方向で見直すことが望まれる。